

令和5年度第3回
東京都感染症対策連携協議会
(全体会)

(午後 4時00分 開会)

○高島総合調整担当部長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第3回東京都感染症対策連携協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局の東京都保健医療局感染症対策総合調整担当部長の高島と申します。議題に入るまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、議事録及び会議資料は原則公開することとなっております。議事録及び公開資料につきましては、後日、東京都のホームページに掲載されます。あらかじめ、ご承知おきいただければと存じます。

なお、本日は委員以外の関係機関の方にもオブザーバーとして、オンラインにて参加していただいております。保健所設置区市の予防計画についても、本日協議をすることから、各区市の保健所長または衛生主管部長の皆様にも多くご参加をいただいております。また、報道関係者等も傍聴しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

本日の会議は対面とオンラインのハイブリッド方式となっておりますので、会議の進め方についてご連絡申し上げます。

まず、オンラインで参加されている方の表示名についてでございます。委員、オブザーバー、報道機関、傍聴者の皆様を区別するため、委員の皆様はご氏名を、オブザーバーの皆様は各所属名とご氏名の両方を表示ください。

オンラインでご出席いただいている委員の皆様におかれましては、ご発言される場合、まず挙手機能を用いて挙手いただくか、チャットに発言される旨を記載いただきまして、指名されてからご発言をお願いいたします。また、会場参加の皆様も含め、発言前にお名前を名のっていただき、少しゆっくりめにご発言をいただければと存じます。

会議の途中で長時間音声聞こえない等のトラブルがございましたら、お手数ですが、チャットにその旨の記載をお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。会議に使用する資料について、ご説明いたします。

議題1のとおり、保健所設置区市の予防計画についても、本協議会で協議することとなっておりますが、限られた時間の中で全ての保健所設置区市の計画案を協議するた

め、資料1-1から資料1-3までにまとめさせていただき、各区市の計画案の本文につきましては、参考資料としてつけさせていただいております。これらの文案は、各区市において、公表可能な現時点版の計画案になります。

また、議題2の東京都の予防計画に関しては、資料2-1から資料2-5にまとめさせていただき、都の計画の改定案の本文につきましては、こちらも参考資料として添付しております。こちらも現時点版の計画改定案になります。

議題最後、来年度のスケジュール案につきましては、資料3となっております。

本日の会議はペーパーレスで実施しております。お手元のタブレット端末内に、会議資料の統合版と議題ごとのファイルをそれぞれ格納してあります。ご自身で操作いただけますので、適宜資料をご確認ください。タブレット端末に不具合が生じた場合は、近くにいる職員にお申し出ください。

なお、オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、事前に資料をお送りしておりますが、随時画面でも共有させていただきます。

また、代理出席のご紹介でございますが、本日は東京都助産師会の会長である宗委員がご欠席となっておりますが、代理として同会常務理事の新野様にご出席いただいております。

以上をもちまして、事務局からの事前のご説明を終わらせていただきます。

それでは、これ以降の進行は座長にお願いいたします。雲田座長、よろしくお願いいたします。

○雲田座長 座長の雲田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。議題、まず一つ目、保健所設置区市における感染症予防計画（案）に関し、都の計画との整合性等について、事務局より説明させていただきます。

それでは、お願いいたします。

○太田感染症予防計画担当課長 事務局の感染症予防計画担当課長の太田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

資料1-1から1-3に沿いまして、ご説明のほうをさせていただければと思います。

まず、資料1-1、保健所設置区市予防計画と都予防計画の整合性の確認についてというところでございます。

上段、感染症予防計画という枠に記載のとおり、都の感染症予防計画につきましては

国の基本指針に即して、保健所設置区市の感染症予防計画につきましては国の基本指針及び都の予防計画に即して定めることが、感染症法第10条で定められているところでございます。これを踏まえまして、都においてチェックリストを作成しまして、以下の2点の確認をさせていただいているところでございます。

1点目が、国の基本指針で定める必須とされている項目について、全ての保健所設置区市の予防計画に記載されていること。2点目が、保健所設置区市の計画内容と都の予防計画の内容について、整合性が確保されていること。こちらについて、確認をさせていただいているところでございます。

左下の記載、チェックリストの記載方法に表示があるとおり、丸につきましては記載があるかつ、都の計画と整合性を図った内容。黒丸については、地方衛生研究所をもつ区の検査体制に係る項目。三角につきましては、一部記載または記載ありで、地域の特性等を基に記載されている場合。横棒については記載なしということで、国や都において計画の中に記載する項目、または保健所設置区市については任意の項目ということで、分けて表示をさせていただいているところでございます。

このチェックリストを基に、右下の参考のスケジュールのとおり、これまで何度か保健所設置区市の皆様と確認をさせていただいたというところで、本日を迎えているところでございます。

次のページをご覧ください。

こちらが二次保健医療圏ごとに、保健所設置区市を一覧にまとめさせていただいて、国の基本指針及び都の予防計画に関する項目に沿って、各保健所設置区市の項目について、先ほどのチェックリストに基づく表記をさせていただいているところでございます。基本的には、真ん中の記載要否というところに必須と書かれている欄について、各保健所設置区市の計画につきましても丸という表示がされていることを確認しておりますけれども、こちらのほうを一覧で確認をいただければと思います。

例を取って、区中央部の保健所設置区市の計画の一案について、3ページにわたりますが簡単にご案内をさせていただければと思います。

まず、上段2段目、3段目については感染症の発生予防のための施策ですとか、まん延防止のための施策については必須項目となっておりますので、千代田区から台東区までということで、丸が記載されているところがございます。また、その1段飛ばした調査研究の推進、人材の育成、検査機能の強化等につきましても必須項目、一番

下の患者移送の体制等の確保についても必須項目となっており、いずれも丸が表示されているところがございます。

中段の調査研究の推進及び人材の育成については、任意項目となっており、各区市において記載をいただいておりますので、丸と表記させていただいております。

下から2段目の医療提供体制の整備につきましては、基本的に都道府県の予防計画において、医療機関との協定締結等の記載をする形にはなっており、各保健所設置区市におきましても、必要に応じて計画の中に記載いただいている区市が、この表ですと文京区、台東区と一部千代田区と港区については記載いただいているという形になっております。

次のページをご覧ください。

同様に、区中央部の保健所設置区市ということで表記をさせていただいております。

上から2段目の別表の部分、医療提供体制の確保に関する、数値目標に関する事項ということで、こちらについても基本的には千代田区から台東区まで、記載がされているという形になっております。また、1段飛ばした自宅療養者等の療養環境の整備等も必須事項ということで、丸が書かれているということがございます。

このように基本的に記載要否の欄に、必須になっている項目につきましては各保健所設置区市の計画においても、記載がされているということを都において事前に確認をさせていただいております。こちらは時間の都合上、全てのご説明は、本日は割愛させていただきますけれども、ご確認をいただければと思います。

資料1-1の説明は以上でございます。

続きまして、資料の1-2をご確認いただければと思います。

こちらが都の感染症予防計画と保健所設置区市の予防計画における、各項目の内容比較ということで、基本的にはこのような記載がされているかどうかというところで整合性が図られていると判断していることをお示ししているものでございます。

資料の中段、整合性の視点に書かせていただいておりますとおり、都及び保健所設置区市の対応の方向性が一致していること。あとは、都及び保健所設置区市双方の役割分担や連携協力体制について触れられていることという視点で、整合性の確保について確認をしているところがございます。

次のページをご覧ください。

各項目別に、左側が都の計画の記載の概要、右側が保健所設置区市の計画の記載の概要ということで、この文言どおりの記載というわけではなくて、このような内容のニュアンスが計画の中に盛り込まれているかどうかというところで、整合性が図られているかどうかという点を確認させていただいているところでございます。

まず、一番上の1、総合調整の部分でございますが、下段の連携協議会の記載をご覧くださいと、都の記載概要につきましては感染症対策連携協議会を設置した上で、平時からの意思疎通、情報共有等を図っていくというような記載になってございます。右側の保健所設置区市の記載概要につきましては、都が設置した感染症対策連携協議会に参加をして、平時からの意思疎通、情報共有等を図っていくということで、それぞれの立場に応じて、計画に記載をいただいているというところで、整合性の確保というのを確認させていただいているところでございます。

下段の検査体制につきましても、流行初期に記載があるとおり、都においては東京都健康安全研究センターにおける体制整備ですとか、流行初期段階からの検査の実施について記載をしていることを踏まえて、各保健所設置区市の計画におきましては、地方衛生研究所等を有する区につきましても、自ら検査を実施する。有していない区市につきましても、東京都健康安全研究センターに検体を搬送して対応するというような形で、それぞれの状況に応じて計画の記載をいただいているというところで確認をしているところでございます。

次のページをご覧ください。

患者の移送体制でございますけれども、一番上のポツのところに記載のとおり、一類感染症、指定感染症及び新感染症患者の移送につきましては、都が所有する専用車両を使用して、都と保健所設置区市が連携して実施するというのを、都及び保険設置区市、それぞれの計画に記載をいただくというところで、整合性の確保を確認させていただいているところでございます。

下段の4番、自宅療養者等の療養環境の整備につきましては、一番下の部分ですね。保健所の負担軽減のため、相談対応等の一元化や外部委託を進めるということで、特に一般相談・受診相談については感染症発生直後から対応できるような体制を確保していくというような記載をしていることを踏まえまして、各保健所設置区市の計画におきましても、東京都による相談体制等の一元化を活用しつつ、区市保健所の負担軽

減のため、区市でも外部委託等を進めるといような内容を記載いただくことによつて、整合性の確認を取っているところでございます。

次のページをご確認ください。

人材の育成及び訓練の実施というところでございます。こちらの例示として、一番上のポツをご覧いただければと思います。

保健所等の職員を対象に、健康安全研究センターにおいて感染症対策従事者の専門的研修を実施という形で、都の計画に記載をされていることを踏まえまして、各保健所設置区市の計画におきましては、都健康安全研究センターが実施する研修に対して保健所職員を派遣する、または区による独自の取組等も実施というところを記載いただくことをもって、整合性の確認を取っているところでございます。

最後、次のページをご覧ください。

6番の保健所体制の強化というところで、こちらが一番下の欄の上の部分のポツをご覧いただければと思いますが、都の計画におきましては保健所設置区市と連携し、新型コロナへの対応を参考にしながら、保健所業務の一元的な実施や、外部委託の活用を図るといような形で記載をしていることを踏まえまして、各保健所設置区市の計画におきましては、都による相談対応等の一元化や外部委託を活用しまして、必要に応じて独自に外部委託化を進め、保健所機能の維持を図るとい形で記載をいただくことをもって、整合性の確認を取っているところでございます。

資料の1-2は以上でございます。

続きまして、資料1-3でございます。

保健所設置区市の予防計画における数値目標についてということで、計画の内容に加えまして、計画で定める数値目標の考え方につきましても都の考え方を踏まえて、各保健所設置区市におきまして、設定をいただいているというところでございます。

上段の2項目、検査体制と人材の育成・資質の向上につきまして、まず、1番の検査体制につきましては、地方衛生研究所を有する区市におきましては、その区市における検査実施件数等の数値目標及び施設の設備数等を数値目標として、設定して記載をいただいていること。地方衛生研究所等を有しない保健所設置区市につきましては、都と連携し、都健康安全研究センターが実施する検査実施数の中で対応するとい内容を、計画の中に数値目標として定めていただいているというところでございます。

2番の人材の育成・資質の向上につきましては、保健所職員及び保健所設置区市の職

員等に対する研修及び訓練を年1回以上実施ということで、都が行う研修・訓練に各区市の保健所職員を派遣した場合も、その数値目標としての対象に含めるというような取り扱いをさせていただいて、整合性を図っているというところでございます。

下段の保健所体制の整備につきましても、実効性を確保するために、都の独自の考え方を踏まえて各保健所設置区市において、数値目標を設定いただいているところでございます。記載のとおり、一番下に参考と書かせていただいておりますが、国の考え方としましては保健所における感染症の流行開始から1か月間、国においては第6波のオミクロン株の想定というところで、それに想定される業務量に対応する人員を確保するという考え方が示されているところでございますけれども、都におきましては実効性の確保という観点から三つのフェーズに分けて、必要な人員体制を算出しているところでございます。流行初期1、流行初期2及び流行初期以降という3段階で、検討イメージを都としてお示しをした上で、各区市の判断で必要な人員体制を算出いただいているところでございます。そちらの一覧が次のページからになってございます。

検査体制につきましては左側に記載のあるとおり、例えば千代田区、港区、品川区におきましては、区独自に検査実施能力ということで、1日当たりの件数または検査設備の台数を設定していただいているところでございます。それ以外の区市につきましては、都と連携して、都の健康安全研究センターの実施検査件数1,000件の中で対応していくということで、数値目標を設定いただいているところでございます。

中央の人材の育成・資質の向上につきましては、年1回以上というところが国でも示されているところではございますが、各区市の計画におきましても、それ以上の回数を設定いただいているというところでございます。

右側の保健所体制の整備につきましても、先ほど申し上げたとおり、流行初期1から流行初期以降までの三つのフェーズに分けて、人員確保数を数値目標として設定いただいているところでございます。

このように、各保健所設置区市の予防計画につきましては、都の考え方を踏まえて、計画の内容ですとか、数値目標について設定をいただいているというところでございます。

資料1-1から1-3につきましてはの説明は以上でございます。

○雲田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などはございますでしょうか。ご発言される方は挙手、またはオンラインでご出席の方はその旨をお知らせください。よろしく申し上げます。

石原委員、お願いいたします。

○石原委員 聞こえますでしょうか。

○高畠総合調整担当部長 聞こえます。よろしく申し上げます。

○石原委員 保健所設置区市においても計画を新たに策定することになりまして、東京都の計画、また区市の計画も今年度中の策定ということで、スケジュール的には非常に厳しいと思ったこともありました。これまで東京都のほうから、東京都の計画について随時情報提供していただき、また国の基本指針との整合性について、ただいま説明ございましたけれども、チェックリスト等を用いて、丁寧に確認をいただきましたことに大変感謝をしております。

これから計画に基づいて、感染症対策を進めるに当たりまして、東京都と保健所設置区市がコロナ禍を経て、これまで以上に連携を深めて、感染症対策を効果的、効率的に展開できるよう、東京全体の感染症対策の推進につなげていただきたいというふうに考えているところでございます。これからも連携を深めての対策の推進ということで、どうぞよろしく申し上げます。

○雲田座長 ご意見、ありがとうございます。

ご意見に対し、事務局から何かありますか。

○太田感染症予防計画担当課長 ご意見、ありがとうございます。

改めて、新型コロナ対応では保健所の皆様方に、感染症対策の最前線でご尽力いただいたこと、また今年度非常にタイトなスケジュールの中で予防計画改定に当たり、様々なご意見・ご助言をいただいたことを改めてお礼申し上げます。

石原委員からお話しいただいたように、来年度も引き続き、感染症対策連携協議会、予防計画協議部会、または保健所の皆様と情報共有等を図らせていただく保健所連絡調整部会等を開催させていただいて、今年度改定・策定した予防計画に基づく取組状況の報告、進捗確認を行うとともに、保健所設置区市の皆様をはじめとした関係機関の皆様と引き続き連携をして、都の感染症対策の整合性も図っていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○雲田座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○雲田座長 では、続きまして議題の二つ目、東京都感染症予防計画（案）についてでございます。

前回の第2回の本協議会で都の予防計画につきまして、中間のまとめ、素案としてお示しをいたしました。また、内容の概要につきましてもご説明をさせていただきました。今回、この間に実施をいたしました感染症予防医療対策審議会、あるいはパブリックコメント等を踏まえて、修正を行った箇所について説明をいたします。

それでは、事務局よろしく申し上げます。

○太田感染症予防計画担当課長 資料2-1から資料2-5に沿いまして、ご説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。

感染症予防計画の改定に向けた連携協議会での検討経過ということで、まず、これまで5回にわたる予防計画協議部会におきまして、第1回の入院医療体制から第5回の検疫との連携、情報発信・リスクコミュニケーション等の検討テーマごとに協議をいただき、予防計画の改定に向けて、進めさせていただいたところがございます。また下段の、感染症対策連携協議会保健所連絡調整部会におきまして、各保健所設置区市が策定する予防計画に向けた情報共有ですとか、都の計画の内容等についても共有させていただきながら、議論をさせていただいたところがございます。

次のページに行きまして、全体会議、本日の第3回も含め、これまで3回にわたり、各部会での協議を踏まえた総括的な協議というのを行わせていただいて、本日を迎えているところがございます。下段の点線囲みに記載のとおり、これまでの連携協議会や部会での協議を踏まえて、いただいた意見につきましては、計画案の中に反映をさせていただいているところがございます。

主なものを記載させていただいておりますけれども、例えば第1回の部会でご意見いただいたように、新興感染症の性状やその対応を含めた最新の知見の取得状況ですとか、医療機関の機能・設備などを踏まえた医療提供体制の順次即応化の要請ですとか、地域の実情に応じた地域・外来検査センターの設置による各地域における必要な検査体制の構築。また、新型コロナ対応で培った経験を基にした、一元的な実施体制ですとか、外部委託の活用等を実施につきましても、各部会・全体会でいただいたご意見を踏まえて、計画案に反映させていただいているところがございます。改めて、お礼

を申し上げます。

続きまして、資料の2-2をご覧ください。

こちらが昨年12月に開催をいたしました、東京都感染症予防医療対策審議会委員からの主な意見でございます。

上段一つ目の矢じりに記載のありますとおり、前回の第2回全体会で東京都の感染症予防計画中間のまとめ（案）について協議をいただきましたけれども、こちらを踏まえて12月の審議会で審議をいただいたところ、感染症の発生に備えた事前対応型の取組を記載した中間のまとめ案に対し、総じて「全体的によくまとまっている」という評価をいただいたというところでございます。それを踏まえて意見がございましたので、主な意見を挙げさせていただいております。

計画の実効性をどのように確保していくのかというところが重要ということで、計画の改定をした上で、今後の取組について実効性の確保が重要であるというご意見をいただきまして、対応状況に記載のとおり、来年度以降も連携協議会を開催いたしまして、予防計画の進捗状況等についても把握させていただいて、実効性の確保をしてまいりたいと考えております。また、一番下の欄にございますとおり、リスクコミュニケーションの観点で「感染症対応においては、都民を含めた関係者の理解・協力が不可欠」という文言の明記についてご意見をいただきまして、こちらについても計画案に反映をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料の2-3をご覧ください。

こちらが、東京都の感染症予防計画の中間のまとめからの主な変更点についてというところでございます。

まず、1枚目のスライドが構成等の変更というところございまして、計画の位置づけですとか、今回新たに設定した6年間の計画期間等について、冒頭に明記をさせていただいたところでございます。また、構成等も下の表にあるとおり、整理をさせていただいたところでございます。

次のページをご覧ください。

審議会委員からの意見の主な反映というところで、主なものを挙げさせていただいているところでございます。

一番上段にございますとおり、人権の尊重の部分につきまして、患者等の人権に加えて、医療従事者及びその家族等関係者に関する記載の明記についてご意見をいただき

まして、計画案に反映をさせていただいたところがございます。下から2段目、新型コロナ対応では高齢者等がハイリスク層というところで、重症化リスクが高かったけれども、今後の新たな感染症におきましては小児ですとか、様々な年齢層の方の流行も可能性としては考えられるというところで、異なる性状の新興感染症が発生した場合の対応の観点も必要ではないかというご意見をいただきまして、計画案の第三章の部分に、様々な性状等を想定した対応方針の検討等につきまして、追記をさせていただいたところがございます。

次のスライドをお願いいたします。

その他の変更といたしまして、上から二つ目の米印に記載のとおり、後遺症対策についても新型コロナをはじめ、かなり重要な課題となったというところがございますので、事項を追加させていただいたところがございます。また、上から三つ目の米印に記載のあるとおり、感染症有事における限られた医療資源の適正な配分のための倫理的な観点からの意見を考慮した医療提供体制の検討プロセスの整備につきましても、内部等でご意見をいただきまして、反映をさせていただいているところがございます。また、関連する図表等につきましても、更新をさせていただいたところがございます。

以上が資料の2-3におきまして、都の予防計画の中間まとめからの変更点でございます。

資料の2-4は、都予防計画に係るパブリックコメントについてということで、昨年12月から本年1月まで実施をいたしましたパブリックコメントの結果で、意見の件数としては9件ございました。

主な意見としては、先ほどの審議会委員からの意見と同様に、人権尊重について、医療従事者など職種に対する偏見・差別への対処方法についての明記が必要ではないかというご意見ですとか、防疫措置の説明において、患者の権利として意見表明の機会の付与などに関する記載が必要ではないかというご意見。また、最後の行政検査として実施する際に、当初は保健所による実施となるけれども、医療機関で検査体制が整うまでの間は、行政が中心となった検査体制の構築が必要ではないかということで、先ほどの地域・外来検査センターの設置等の部分についても、ご意見をいただいたところがございます。

続きまして、資料の2-5をご覧ください。

こちらが、東京都感染症予防計画における数値目標の全体像ということでございませ

て、前回の第2回全体会におきましても、改めて協議をいただいたところでございますけれども、今回、改めてお示しをさせていただいたところでございます。

前回の第2回全体会でお示したのものからの変更点、更新点というところではございますが、2枚目のスライドをご覧くださいまして、下段の保健所体制の部分につきまして、各都保健所、区市の保健所におきまして、人員確保数等を算定いただいて、こちらのほうは確定しましたので、都全体の積み上げ数値ということで、流行初期1、公表後1か月までの間が1, 872人、流行初期2、公表後3か月までの間が2, 642人、流行初期以降における人員確保数が4, 387人という形で、改めてお示しをさせていただいているところでございます。

以上が、都予防計画における中間のまとめからの主な変更点ということでのご説明でございます。

以上でございます。

○雲田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などはございますでしょうか。ご発言される方は挙手、またオンラインでご出席の方はその旨をお知らせください。いかがでしょうか。

渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 西多摩保健所の渡部です。聞こえていますでしょうか。

○雲田座長 はい、聞こえています。

○渡部委員 ご説明、ありがとうございます。

資料の2-1の2ページ目、地域の実情に応じた地域・外来検査センターの設置ですとか、自宅療養者へのフォローアップ体制の外部委託化の迅速化等、地域における取組と都における一元的な取組を、有事の際には互いに連携して進めていく必要があると思っています。そして、今回の都の計画にはしっかりとその辺は反映していただいていると思います。資料2-2の審議会意見で、今後その計画に基づく取組を、いかに実効性のあるものとしていくかが重要でありますけれども、東京都の保健所の場合には、管内の市町村とも改めて連携体制を強化していくわけですがけれども、やはり広域調整ですとか、あるいは全都的な対応について、改めてお考えを伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

○雲田座長 はい、ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○太田感染症予防計画担当課長 ご意見、ありがとうございます。

渡部委員からお話のございましたとおり、感染症予防計画を改定・策定した後に、各地域における取組、連携体制をどう組んでいくのか、それを基にどう取組を進めていくのか、実効性をどう担保していくのかというのは非常に重要な観点でございまして、来年度以降の感染症対策連携協議会におきまして、感染症危機に備えた役割分担、連携方法の具体化などを進めていきまして、今後も都保健所、市町村をはじめとした関係機関と丁寧に協議・連携を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○雲田座長 よろしいでしょうか。

○渡部委員 よろしくお願ひいたします。

○雲田座長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

○雲田座長 特にないようですので、次の議題に移らせていただきます。

最後に議題の三つ目、来年度のスケジュール（案）に関しまして、事務局より説明をさせていただきます。

それでは、お願ひいたします。

○太田感染症予防計画担当課長 資料3に沿いまして、ご説明をさせていただければと思います。

記載のとおり、来年度以降も感染症対策連携協議会を引き続き開催をいたしまして、策定・改定した予防計画に基づく取組、数値目標等の状況報告を行うとともに、全体会での協議を踏まえた具体的な取組を検討していくことで、平時から感染症対策の実効性を総合的に確保していくというところで、まず表の一番上段に記載のありますとおり、医療機関等との協定締結というのは来年度、引き続き進めさせていただければと考えておりまして、本年9月末の協定締結完了に向けて、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

その協定締結の進捗状況につきましては、上から3番目の予防計画協議部会におきまして、進捗状況等につきましては報告をさせていただければと思います。

また、9月の協定締結完了後、計画に基づく各種取組、数値目標等の状況報告につきましては、感染症対策連携協議会（全体会）におきまして、報告をさせていただければ

ばと思います。その全体会での報告を踏まえまして、具体的な取組の検討をまた引き続き予防計画協議部会におきまして、実施していければと思います。

その間、具体的に感染症対策の中核的な役割を担う保健所の皆様と密に情報交換、情報共有を図るということで、保健所連絡調整部会また週1回開催をさせていただいておりますけれども、実務担当者会議を活用いたしまして、都と保健所間での情報共有または役割分担、連携方法等について、引き続き協議をしていき、計画の策定後の取組の実効性の確保につきましても図ってまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

資料3の説明は以上でございます。

○雲田座長 ありがとうございます。

以上で、事務局からの説明を終了いたしました。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などはございますでしょうか。

また、これまでの議題1から3までを通してのご意見、ご質問でも結構でございます。

ご発言される方は挙手を、またオンラインでご出席の方はその旨をお知らせください。いかがでしょうか。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 東京北医療センターの宮崎です。よろしくお願いします。

全体を通じてなんですけど、もちろん全体の流れとしてはすごく分かりやすいというか、そういう感じなんだろうなと思うんですけど、保健所の電話対応が逼迫するところは外部委託に頼むとか、宿泊療養を外部委託に頼むとか、様々な箇所でも外部委託を活用するということを書いてあるんですけど、具体的に外部委託が、そのときにそろいかどうかというのが、やはり少し心配ではあります。委託先においても、人員がその時に都合よく集まるかどうかというところが、少し曖昧なような気もするんですけど、今回の経験を踏まえての計画だと思うので、具体的な何か業者とか、そういうのはあるのかということが気になったので、教えていただけたらと思います。

○雲田座長 ありがとうございます。

事務局、よろしくお願いします。

○高島総合調整担当部長 感染症対策総合調整担当部長の高島でございます。

委員ご指摘のとおり、実際の新興感染症発生時につきましては、人材の確保が非常に重要になってまいります。

今回のご意見について順を追ってご説明させていただきますと、まず数値目標で人材についても規定をしております、その中で協定締結医療機関等と人材派遣の協定を締結することも今進めております。また、保健所についてはIHEATの仕組みもございますので、そうした面からも人材確保していくということでございます。委員のご指摘は、さらにそれ以外にもということで、通常の民間の人材派遣についてであろうかと思えます。それらも含めて、今後この計画に基づいて様々なマニュアルや、手順を、今後決めてまいりますので、その中で新興感染症発生時に、迅速に、そうした外部委託や、一元化の体制も含めて、整備できるように進めていきたいと考えております。

所管から補足があれば、お願いいたします。よろしいですか。

以上でございます。

○雲田座長 宮崎委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○宮崎委員 ありがとうございます。

文言にすると結局外部委託というふうに、都合のいい文言になってしまうような気がしますので、実際のときにどうするかということまで踏み込んで計画をしていただくと、より実効性が高いんじゃないかなと思います。どうもありがとうございます。

○雲田座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○雲田座長 では、以上をもちまして、本日の議題を終了させていただきます。

今年度、新たに設置をいたしました本協議会におきましては、多くの関係機関の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございます。昨年の8月22日から本日に至るまでの非常に短い期間ではございましたが、多岐にわたる内容をご議論いただきまして、改めて感謝を申し上げます。

先ほど、最後の議題の3で来年度のスケジュールでも説明がありましており、来年度以降も本協議会を開催いたしまして、計画に基づく取組や、数値目標等の状況報告を行いますとともに、先ほど最後に宮崎委員からお話がありました、具体的な取組、これをしっかりと検討を、実効性を高めていく必要があるだろうと思っております。ぜひ、よろしくをお願いいたします。

新たな感染症危機に備えまして、関係機関の皆様としっかりと手を携えまして、感染

症対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。引き続き、どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○高島総合調整担当部長 事務局でございます。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

本年度はご多忙のところ、多くの関係機関の皆様にも本協議会にご参画いただきまして、
また本日も貴重なご意見をいただきまして、事務局からも改めて御礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

東京都感染症予防計画につきましては、本協議会の議論を踏まえまして、今後開催予
定の感染症予防医療対策審議会からの答申を受けて、今年度中に改定を行う予定でご
ざいます。保健所設置区市の予防計画につきましても、同じく今年度中に策定が行わ
れる予定となっております。また、座長からもお話がありましたとおり、来年度以降
も本協議会を開催いたしまして、引き続き、東京全体、一体となって感染症対策を進
めていければと存じます。

それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

(午後 4時46分 閉会)